最終更新日：2017年3月31日

京阪神ビルディング株式会社
代表取締役社長　南　浩一
問合せ先：総務部　06-6202-7331
証券コード：8818
http://www.keihanshin.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、透明かつ公正な経営組織の確立、経営の重要事項に対する意思決定の迅速化、業務執行の監督機能の強化を通じて、企業の健全性と経営の効率性を向上させることが極めて重要であり、企業価値の向上に資するものと考えております。
この考えを実現していくことが役職員自らの責務であることを強く認識するとともに、法令および規律を遵守し、社会的な環境に配慮し、かつ自由な競争のもとで公正、透明、適正な取引を行い、お客さま、株主の皆さまの信頼に応えるように行動してまいります。
なお当社グループは、少人数の役職員で事業を運営しており、多数の従業員を有する大規模企業グループと比べると事業活動の情報収集および管理運営が比較的容易でありますことから、これに即した組織としております。また一方で、この組織の持つ機能が常に有効に発揮されるために、適切な人材を配置し、各部室や委員会など相互の緊張感が維持されるよう運営に心掛けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社はコーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社のコーポレートガバナンスに関する取組については、本報告書のほか、株主総会招集通知、有価証券報告書及びウェブサイト等にも掲載しております。
コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示内容は、以下の通りです。

＜原則1－4：政策投資株式の保有方針、議決権行使基準＞
1．当社の政策保有に関する方針
当社における政策保有株式は、配当等のリターンも勘案しつつ、業務の円滑な推進等のビジネス上のメリットがある場合に保有しているものです。
株式保有の意義については定期的に検証を行い、保有の意義が乏しいと判断される銘柄については売却を検討いたします。
2．政策保有株式に係る議決権行使の基準
当社は、政策保有株式の議決権行使にあたっては、議案の趣旨の確認等、必要に応じて投資先企業と対話を行います。
その上で、投資先企業が株主をはじめとするステークホルダーの期待に応えて中長期的な企業価値の維持向上につながる経営を行っているかどうかの観点から、総合的に賛否を判断して議決権を行使いたします。

＜原則1－7：関連当事者間の取引検討の手続＞
当社と取締役との間の競業取引及び利益相反取引については、「取締役会規則」において取締役会の承認事項としており、その他関連当事者との重要な取引及び異例な取引もこれに準じた扱いといたしております。
取締役その他関連当事者との取引については、定期的にその有無を確認しています。

＜原則3－1：情報開示の充実＞
(i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社は、「価値ある事業空間を提供しお客様と共に発展することにより、社会に貢献します」「信用を重んじ質を重視した経営を堅持して、お客様・株主・社員の信頼に応えます」「革新と効率を尊び、活力ある企業風土を築きます」の3点を経営理念として、事業を通じて幅広いステークホルダーの信頼に応えながら社会に貢献することを目指して事業活動を行っております。この経営理念を実践するために、企業行動指針・行動基準を策定して、当社の基本姿勢を全役職員で共有しております。
当社の経営理念等については当社ホームページに掲載しておりますのでご参照下さい。
http://www.keihanshin.co.jp/company/policy.html
当社は、オフィスビル・データセンタービル・ウインズビル（場外勝馬投票券発売所）・商業物流施設と多岐に亘り特色ある賃貸事業を基盤に、新規投資については首都圏を中心に立地と収益性を重視した投資を継続して行い、中長期的な視野に立って営業エリアの拡大・事業リスクの分散を図り、安定的な収益源を確保することにより企業価値の着実な向上に努めてまいります。
この考え方に基づく当社の方針等については当社ホームページに掲載しておりますのでご参照下さい。
http://www.keihanshin.co.jp/ir/policy/development.html

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「Ⅰ－1」に記載の通りです。
また、コーポレートガバナンスに関する基本方針として、現状のコーポレートガバナンス体制の概要及びこれを選択している理由については、本報告書の「Ⅱ－2」「Ⅱ－3」に記載の通りです。

(iii) 経営陣幹部・取締役の報酬決定の方針と手続
取締役の報酬決定の方針と手続きについては、本報告書の「Ⅱ－1」報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容に記載の通りです。

(iv) 経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補の指名の方針と手続

当社では、取締役・監査役候補については、取締役会が各候補の能力・経験・貢献期待などを総合的に判断して決定しております。
なお、監査役候補については、会社法の規定に従い監査役会の同意を得ております。

(v) 個々の経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補の指名に際しての説明
社外取締役・社外監査役候補については、従来より会社法施行規則に基づき個別の指名理由を株主総会参考書類に記載しております。
また、社外取締役・社外監査役以外の取締役・監査役候補については、株主総会参考書類に各自の経歴を個別に開示しております。

＜補充原則４－１－１：経営陣に対する委任の範囲＞
当社は、取締役会の決議事項として、法令ならびに定款にて定める事項のほか、その他の重要な業務執行に関わる事項を取締役会規則で定めております。
当社では、取締役会から経営陣に対する権限の委譲を進めて意思決定の迅速化を図るよりは取締役会で議論を尽くすことを重視する立場をとっており、重要な決定事項は取締役会で決議しております。

＜原則４－８：独立社外取締役の選任方針＞
当社の取締役8名のうち社外取締役は2名であり、いずれも独立役員として東京証券取引所に届け出ております。当社は、社外取締役の発言による取締役会における議論の活性化、適切な意思決定や監督の実施等、社外取締役の関与がコーポレートガバナンスの充実に資すると判断しております。

＜原則４－９：独立社外取締役の独立性判断基準＞
当社では、社外取締役の独立性に関する基準は特段定めておりませんが、金融商品取引所が規定する独立性基準等に準じ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを確認のうえ選任しております。

＜補充原則４－１１－１：取締役会の構成および規模に関する考え方＞
当社は不動産の賃貸・管理業務専業で、少人数の役職員で運営しており、事業活動の情報集約および管理運営が比較的容易な点を強みとしております。
取締役会についても、担当分野の知見を有する業務執行取締役と独立社外取締役との組み合わせで当社の強みを生かす見地から、現在の取締役会（全8名、うち独立社外取締役2名）は規模・構成ともにまず妥当なものと考えておりますが、今後も経営の質のさらなる向上を目指して、様々な選択肢を前向きに検討してまいります。

＜補充原則４－１１－２：取締役・監査役の兼任状況＞
当社の取締役および監査役の重要な兼職の状況は、当社の第93回定時株主総会招集ご通知（7ページ）に記載の通りです。
http://www.keihanshin.co.jp/ir/pdf/kabusokai_shoshu_2016.pdf

＜補充原則４－１１－３：取締役会全体の実効性の分析・評価＞
当社は、取締役会の実効性を確保することを目的として、平成28年度より取締役会による自己評価を実施しております。平成28年度は、取締役および監査役全員に対してアンケートを実施し、取締役会の構成、審議内容・運営状況等は総じて適切であり取締役会は有効に機能しているとの評価が得られました。その上で平成29年2月開催の取締役会では、同アンケートの結果を踏まえて議論を行い、取締役会の実効性が確保されていると評価いたしました。当社は、今後とも社外役員に対する情報提供の更なる充実などにより、取締役会の機能の向上に継続的に取り組んでまいります。

＜補充原則４－１４－２：取締役・監査役に対するトレーニングの方針＞
当社は、新任取締役および新任監査役に対しては、外部機関も活用しながら、法令上の権限および義務等に関する研修を行っており、またその後も取締役および監査役に対して業務上の必要に応じたテーマの研修や保有資産の視察等の機会を提供しております。

＜原則５－１：株主との建設的な対話に関する方針＞
株主との対話については、管理統括役員が統括しており、社内の関連部署は、建設的な対話の実現に向け、必要な情報の提供など随時連携をとりながら対応しております。
株主に対しては、社長および管理統括役員が説明を行う会社説明会、当社ホームページ上での情報開示等の実施により、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただくよう努めております。
会社説明会等で株主やアナリストから寄せられた意見・要望などについては、対話の更なる充実に役立てるとともに、経営陣および関連部署に適宜フィードバックして経営戦略のレビュー等に積極的に活用しております。
決算発表前の期間は沈黙期間として株主との対話を制限するほか、インサイダー情報については社内情報管理の徹底を図っております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
銀泉株式会社	6,440,446	11.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,410,100	4.46
株式会社三井住友銀行	2,133,000	3.95
ダイキン工業株式会社	1,568,726	2.91
株式会社きんでん	1,393,000	2.58
鹿島建設株式会社	1,376,306	2.55
株式会社三重銀行	1,287,000	2.38
米山鐘秀	1,010,800	1.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	930,600	1.72
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	928,300	1.72

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

1．平成27年8月6日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、野村證券株式会社及びその共同保有者である野村アセットマネジメント株式会社が平成27年7月31日現在で計3,647千株、保有割合6.75%の株式を所有している旨が記載されていますが、当事業年度末における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	不動産業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
八ツ尾　順一	公認会計士											
河内　一友	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
八ツ尾　順一	○	独立役員 公認会計士	社外取締役選任の理由：公認会計士、大学教授としての長年の経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため。 独立役員指定の理由：当社と八ツ尾順一本人およびその所属する法人等の団体との関係に鑑み、利益相反を生じるおそれがないため。
河内　一友	○	独立役員 他の会社の出身者	社外取締役選任の理由：経営者としての豊富なキャリアと高い見識を当社の経営に活かしていただくため。 独立役員指定の理由：当社と河内一友本人およびその所属する法人等の団体との関係に鑑み、利益相反を生じるおそれがないため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と適宜打合せや情報交換を行うとともに、会計監査人から監査結果の報告を受け、計算書類関係などについて検討を行っております。また、内部監査部門である監査室と、期初に年度計画について打合せを行い、内部監査結果について都度報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西出智幸	弁護士													
宮内裕通	他の会社の出身者							△						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西出智幸	○	独立役員 弁護士（きっかわ法律事務所）	社外監査役選任の理由：弁護士としての豊富な経験と高い見識を当社の監査に活かしていただくため。 独立役員指定の理由：当社と西出智幸本人およびその所属する法人等の団体との関係に鑑み、利益相反を生じるおそれがないため。

宮内裕通		当社株式の3.9%を保有しかつ主力取引銀行である株式会社三井住友銀行の元執行役員であり、同行関連会社の三井住友ファイナンス＆リース株式会社の代表取締役副社長執行役員でありましたが、平成25年6月25日代表取締役副社長執行役員を退任しております。	社外監査役選任の理由：経営者としての豊富なキャリアと高い見識を当社の監査に活かしていただくため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

・当社は独立役員の資格を満たす社外役員全てを独立役員に指定をしております。
・当社は社外取締役及び監査役を選任するための独立性に関する基準は特段定めておりませんが、金融商品取引所が規定する独立役員の独立性に関する判断基準等に準じ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを確認のうえ、選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、「株式報酬型ストックオプション」を導入しております。株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の導入は、平成28年6月21日開催の当社第93回定時株主総会において決議いたしました。各新株予約権の目的である当社普通株式の数は100株であり、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの行使価額は1円で、権利行使期間は割当日の翌日から20年以内の範囲内で新株予約権の発行時の取締役会で決定されます。また、新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当に際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として定められます。新株予約権の割当てに際しては、払込金額と同額の報酬を対象者に支給するものとし、当該払込金額の払込みに代えて、当該報酬債権をもって相殺する方法により払込がなされるものといたします。
発行済みの新株予約権は、以下のとおりです。

取締役会決議日	発行個数	払込金額（新株予約権1個当たり）	権利行使期間
平成28年6月21日	791個	46,500円	平成28年7月7日～平成48年7月6日

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役

該当項目に関する補足説明

「株式報酬型ストックオプション」は、社外取締役を除く取締役および社外監査役を除く監査役を対象に、株主重視の経営意識を高めることを目的として割り当てております。
権利行使については、当社取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り行使できるものとしております。
ストックオプションに関する報酬額は、当社における取締役および監査役の役割や金銭報酬とのバランス等を総合的に勘案して、取締役については「年額5千万円以内」、監査役については「年額5百万円以内」とし、また、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の総数の上限は、取締役に対しては1,500個、監査役に対しては150個としております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年度における取締役9名に対する報酬等の額は、164,725千円、社外取締役1名に対する報酬等の額は6,270千円であります。
（注）1．支給総額には、平成27年6月18日開催の第92回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2．上記のほか、平成27年6月18日開催の第92回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役2名に対して31,600千円支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社では、取締役の報酬については、株主総会の承認を受けた総額の範囲内で、取締役会決議に基づき一任された代表取締役が、当社の業績、各自の担当職務・能力・会社への貢献度などを総合的に勘案して決定しております。
これは、報酬決定の手続として、当社の業務に精通した者が慣行等により形成された一定の基準に基づいて決定することに相応の合理性があるとの考えによるものです。
また、当社では、平成28年6月21日開催の第93回定時株主総会において株式報酬型ストックオプションの導入を決議しました。これは、社外取締役を除く取締役および社外監査役を除く監査役が株主重視の経営意識を高めることを目的としております。
なお、当社は平成28年5月10日開催の取締役会において役員退職慰労金を廃止することを決議し、平成28年6月21日開催の第93回定時株主総会において役員退職慰労金を打切り支給することを決議しております。
当社としては、役員報酬決定方法はコーポレートガバナンスの重要な要素のひとつと認識しており、近時のさまざまな動向も踏まえながら、よりよい運用を継続的に検討してまいります。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

・社外取締役および社外監査役との連絡およびサポートは、総務部が担当し当社の重要な会議に出席するための諸事項全般に亘っております。
・社外取締役の取締役会への出席に際し、必要な場合は事前に営業統括役員、管理統括役員、担当部門長からの説明、資料配布を電話、電子メール等により行います。
・当社では原則として取締役会付議事項を経営会議で事前審議することとしており、経営会議に出席する常勤監査役が、取締役会議案の内容を社外監査役に説明の上監査役会の意見形成に努めるほか、その他の重要事項についても監査役会で常勤監査役から社外監査役に報告しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

(1) 取締役会を原則として月1回開催し、経営に関する重要事項の決定を行い、また定例的に業務執行に関する報告を受けることによりその状況につき監督を行っております。取締役には、豊富な経験または高度な専門知識や技術を有する人材を登用し、透明かつ公正な企業活動の一層の充実を図っております。
(2) 業務執行に関する機関として経営会議を原則として月1回開催し、取締役および議長の指名する者が出席して、取締役会の決定した基本方針に基づき、業務執行方針および執行計画、執行の状況、ならびにその成果について、審議および報告を行っております。また取締役会付議事項を事前審議しております。なお、経営会議には常勤監査役が出席し、意見を述べることとしております。
(3) 各部門の相互の情報共有と諸連絡等のため役員部長会を原則として週1回開催し、役員および各部門長が出席しております。なお、役員部長会には常勤監査役が出席し、各部門への要請や意見を述べる機会としております。
(4) 監査につきましては、監査役会、会計監査人および内部監査部門として監査室を設置しております。
(5) 法律事務所と顧問契約を締結し、当社事業の課題などについて必要に応じて意見を聴取しております。
(6) コンプライアンス体制およびリスク管理体制の強化を図るために、社内にコンプライアンス委員会、リスク管理委員会を設置し、定例的に経営会議への報告を実施しております。なお、委員会の活動内容は監査の対象となっております。
(7) 監査役会を原則として月1回開催し、常勤監査役が中心となり社外監査役に対し、経営会議の模様、取締役会議案の内容、および会計監査人、監査室が実施した監査の内容や改善の状況などを詳細に報告し、監査役会としての意見形成に努めております。また社外監査役からの意見を適宜各種会議で述べ、社内に反映させおります。
(8) 常勤監査役が中心となり、日頃から会計監査人および監査室との情報交換を行い、内部監査結果を監査役監査に活用し、効率的で実効性のある監査の実施に努めております。
(9) 監査役の職務執行に際しては、総務部がその指示に従って行動しております。
(10) 会計監査につきましては仰星監査法人と監査契約を締結し、金商法上の内部統制に係る事項も含め、年間の監査計画に従い監査を受けております。

業務を執行した公認会計士の氏名
　業務執行社員 寺本　悟、洪　誠悟
監査業務に係る補助者の構成
　公認会計士 5名
　その他　　3名

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

・当社グループの事業は、定型的な不動産賃貸およびこれに付随するビル管理、請負工事等で、事業の分野が限定されており、また、所有する不動産の約7割強が大阪を中心とした近畿圏に位置しております。これに伴い、首都圏に1名を配置する他は、役員・従業員全員が本社に勤務し、事業を運営しております。従いまして、重要な会議の開催、会議の議事録や社内の稟議書などの重要文書・記録の保管、会計システムの情報機器等が本社に集約されておりますので、内部統制の整備状況の把握、各種監査の実施および役員・従業員の業務執行状況に対する監視・監督は、多部門にわたる大規模な企業に比して、効率的かつ高い実効性を上げることが可能です。以上のとおり、迅速な意思決定と業務執行を行う体制を維持する一方、これらを継続的に監視・監督する仕組みを維持しており、各監査役および監査役会の経営に対する監督機能が高く維持されていると判断しておりますので、監査役会設置会社としております。
・当社は社外取締役を2名選任しております。おのおの会計や企業経営の分野における豊富な経験と高い見識を有しており、独立した客観的な視点から、当社の経営判断に対する寄与や取締役に対する監督機能の発揮などを期待して社外取締役に選任しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	平成27年度の定時株主総会は、平成28年6月21日に開催しました。
その他	株主総会招集ご通知を当社ホームページに掲載しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け会社説明会を定期的に開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	日本証券アナリスト協会主催の会社説明会において、年2回社長より前期決算の概要と今後の展望について説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページに「株主・投資家情報」サイトを設け、経営方針、業績・財務情報、株式・社債情報、IR資料（決算短信、有価証券報告書、FACT BOOK、株主のみなさまへ、個人投資家・アナリスト向け会社説明会資料等）、IRイベント（IRカレンダー、会社説明会、株主総会）、電子公告、CSR情報などを掲載しております。当社のＵＲＬはhttp://www.keihanshin.co.jp/であります。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署は企画部です。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「経営理念」において「信用を重んじ質を重視した経営を堅持して、お客様・株主様・社員の信頼に応えます」と定め、また「京阪神ビルディング企業行動指針」において「お客さま本位の徹底」を定めております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	・「京阪神ビルディング企業行動指針」において「地域社会との良好な関係を構築し、良き市民として積極的に社会貢献活動を行います」と定め、企業としての社会的責任を果たすことに努めております。 ・ビルの長寿命対策に着手するとともに諸設備には積極的に省エネ機器を選定し、いち早く熱遮断エコガラスを使用するなど環境に配慮した建物づくりを推進し、継続的に環境問題に取り組んでおります。 ・私どもが建築する建物は永くその街並み景観を構成する社会的資産となりますので、その街が育んできた歴史を踏まえ、街並みに調和しつつその価値を高める施設づくりを通して安全で美しく活気に溢れた街づくりに参画しております。 ・地元の皆様とともに地域の活性化を推進する活動、賑わいを高めるイベント、また地域の美化や緑化推進に積極的に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「京阪神ビルディング企業行動指針」において「株主様はもとより、広く地域社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を適時、的確かつ公正に開示します」と定めております。また「内部情報管理および内部者取引防止規程」を定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第362条第5項に基づき、内部統制システムの整備に必要とされる各条項に関する方針を「会社法に基づく内部統制システムの整備に関する基本方針」として、以下のとおり定めております。代表取締役および取締役は、この方針に従い当社および当社子会社から成る企業集団（以下、「当企業集団」という）の適正で効率的な業務執行のための体制を整備し、経営環境の変化に対応するため、この基本方針を毎年見直し、必要に応じて取締役会に付議し、その改善、充実を図ります。

1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）取締役は、当企業集団のコンプライアンスの確立を経営の重要課題の一つと位置付け、法令などの社会規範および定款などの社内規範を遵守するため、「コンプライアンス規程」に基づき、当企業集団の経営理念を尊重し「企業行動指針」および「企業行動基準」に従って行動する。また管理部門担当取締役は、コンプライアンス違反行為などの報告・相談を受付けるため設置した「社内報告相談制度」の運用状況を監督し、その結果を定期的に社長に報告する。

（2）取締役は、コンプライアンス経営の徹底を図るため、「コンプライアンス委員会」を活用し、コンプライアンス施策の当企業集団における実施状況の把握、取締役および使用人の教育研修などを行い、委員会の活動内容を定期的に社長に、必要に応じて経営会議ないし取締役会に報告する。

（3）取締役は、社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対する方針を「企業行動指針」および「企業行動基準」に示すと共に当企業集団の体制を整備し、警察等外部機関と連携してこれらの勢力に対しては毅然たる態度で臨み、関係排除に取り組むものとする。

（4）なお監査室長は、当企業集団のコンプライアンスの状況について適宜監査を実施し、その結果を社長およびコンプライアンス委員会に、必要に応じて取締役会に報告する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（1）取締役は、それぞれの職務の執行に係る情報を「文書管理規程」、「情報システム管理規程」などの社内規程に基づき、書面文書または電子文書に記録し、適切に保存し管理する。

（2）管理部門担当取締役は、「文書管理規程」、「情報システム管理規程」などの情報の保存、管理に関する規程を必要に応じて適宜見直し、改善を図るほか、重要な情報の保存状況を検索可能とし、必要に応じて閲覧可能とする体制を整備する。

（3）なお監査室長は、重要な情報の保存および管理の状況について適宜監査を実施する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）各部室長は、「リスク管理規程」に基づき担当部署の業務に付随するリスクの管理を行う。

（2）取締役は、各リスクを統合し全体的な管理を行うため、「リスク管理委員会」を活用し、

（イ）リスクの特定、評価の総合管理

（ロ）リスク管理方針、管理計画の策定および見直し

（ハ）リスク管理状況の取りまとめ

などの所管事項を定期的に社長に、必要に応じて経営会議ないし取締役会に報告する。

（3）「事業継続計画」を整備し、緊急事態が発生した時に会社がとるべき対応について周知徹底を図る。

（4）なお監査室長は、各部室の日常的なリスク管理状況について、適宜監査を実施し、監査結果を社長およびリスク管理委員会に報告する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1）当社は、取締役会を原則月1回開催し、取締役会は「取締役会規則」に従い、経営に関する重要事項の決定、取締役の職務執行状況の監督などを行う。

（2）取締役は、取締役会が決定した基本方針に基づき、経営会議において業務の執行ならびに計画に関する報告および審議を行い、職務の執行の効率化を図る。

（3）取締役は、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」などに従って、職務の執行に必要な決定を行う。これらの規程は、法令の改廃・職務の執行の効率化推進などの必要に応じて適宜見直す。

（4）重要な職務の執行については、「稟議規程」に基づき、事前に権限者の決裁を受ける。

5．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）取締役は、使用人が常にコンプライアンス意識をもって業務に取り組むよう、「コンプライアンス規程」、「企業行動指針」および「企業行動基準」を定め、具体的に遵守すべき事項を明示する。

（2）取締役は、コンプライアンス経営に基づく社内の体制や健全な社風を維持し向上させるため、コンプライアンス委員会の活動を継続して機能させる。またコンプライアンス委員会の活動状況を把握するため所管事項について定期的に社長に、必要に応じて経営会議ないし取締役会に報告する。さらに、社内におけるコンプライアンス違反行為などの報告・相談を受付けるため設置した「社内報告相談制度」を適切に運用する。

（3）なお監査室長は、「内部監査規程」に基づき、会計監査、業務監査、特別監査を実施し、使用人の業務の執行状況を社長に報告する。

6．当企業集団における業務の適正を確保するための体制

（1）取締役および関係部門は、「関係会社管理規程」に従い、子会社との「経営指導協定書」、「業務委託契約書」などに基づき、子会社の指導管理を行い、企業集団としての業務の適正確保と効率性の向上を推進する。

（2）取締役および関係部門は、子会社の取締役、使用人等の職務の執行に係る事項を把握するため当企業集団において開催される会議等で子会社から報告を求めるほか、子会社の取締役会議事録、計算書類および稟議書等の閲覧を行い、子会社の職務の執行が法令及び定款に適合することを確認し、当企業集団の業務の適正確保と効率性の向上を推進する。

（3）取締役は、「リスク管理規程」を当企業集団各社にも適用し、またリスク管理の状況を「リスク管理委員会」を活用し適切に把握し対応する体制を整備する。

（4）当企業集団に属する会社間の取引は、法令・会計原則その他の社会規範に照らし適切に処理する。

（5）監査役および監査室長は、当企業集団各社の監査ないし内部監査を実施し、職務の執行が法令および定款に適合していることを確認し、当企業集団の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。また、監査の年次計画、実施状況およびその結果を、必要に応じて取締役会に報告する。

7．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

（1）監査役の職務を補助する組織を総務部とし、必要に応じて総務部員が補助する。

（2）監査役の職務を補助すべき専任の使用人を置く時は、監査役の意見を尊重して決定する。

8．監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1) 監査役の職務を補助すべき専任の使用人の人事考課は、常勤監査役が行い、任免、異動については監査役会の意見を尊重する。
(2) 監査役の職務を補助する使用人に対する指示の実効性を確保するため、監査役が当該使用人を取締役から独立させて業務を行うよう指示することが出来る体制とする。

9．当企業集団の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1) 当企業集団の取締役は、以下の事項について、監査役に対して報告を行う。
(イ) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
(ロ) 内部監査およびリスク管理に関する重要な事項
(ハ) コンプライアンス違反に関する重要な事項
(ニ) その他 (イ) ～ (ハ) に準じる事項
(2) 当企業集団の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて、必要な報告および情報提供を行う。
(3) 取締役は、監査役へ報告を行った当企業集団の取締役、監査役および使用人またはこれらから報告を受け監査役に報告した者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないよう体制を整備し、その旨を当企業集団全体に周知する。

10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役会は、代表取締役、会計監査人、監査室長との間に、それぞれ定期的に意見・情報を交換する機会を設ける。
(2) 監査役は、監査の実効性を確保するため、監査役会が定めた業務の分担に従い、取締役会、経営会議、役員部長会その他の重要な会議に出席するほか、取締役会議事録、稟議書その他重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人に説明を求める。
(3) 監査役会は、独自の意見形成および監査の実施にあたり必要と認めるときは、法律事務所、会計監査人などを活用する。
(4) 監査役の職務を執行する上で必要な費用の請求等があった場合は、速やかに当該費用または債務を支払うものとする。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1．基本的な考え方
当社は、社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力の排除を、経営の最重要課題のひとつであると捉えております。

2．整備状況
(1) 当社は、役職員が日常の業務を遂行するうえで遵守すべき行動倫理および具体的な行動基準を定めた「企業行動指針」および「企業行動基準」のなかで、反社会的勢力との関係を遮断する方針を定めております。
(2) 当社は対応部署を定め、関連する部署と連携し事態に対応するとともに、所管警察署ほか関係諸団体、および近隣企業との緊密な連絡、協力体制を構築しております。
(3) また、反社会的勢力からの不当な要求を排除し、対応力を強化するために、社内外の情報や知識をもとに、定期的に役職員へ周知しております。
(4) 当社は、当社が締結する重要な契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むことに取り組んでおります。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要
1．社内体制
　当社は、会社情報の適時適切な開示および管理を目的として、「内部情報管理および内部者取引防止規程」を定めており、同規程に従って内部情報の管理を行います。「業務等に関する重要事実」に該当すると判断された情報については管理統括役員が一元管理し漏洩防止するとともに、適時開示を行います。
具体的には、
(1) 発生事実の場合
(イ) 証券取引所の定める適時開示規則に基づき開示しなければならないか、または該当する可能性のある事実が発生した場合は、担当の各部室や子会社の管理責任者は、その情報を速やかに企画部長に報告します。
(ロ) 企画部長は、報告内容を精査のうえ管理統括役員に報告します。企画部長および管理統括役員は、必要に応じ会計監査人あるいは監査役の意見を聴取します。
(ハ) 管理統括役員は、社長と開示しなければならない情報に該当するかどうかの検討を行います。
(ニ) 開示しなければならない情報に該当すると判断した場合は、直ちに開示いたします。
(ホ) 情報開示の手続きについては企画部が担当し、原則として東京証券取引所が運営するTDnetを通じ　開示いたします。また、当該情報については、開示後速やかに当社のホームページに掲載いたします。
(2) 決定事実・決算情報の場合
(イ) 証券取引所の定める適時開示規則に基づき開示しなければならないか、または該当する可能性のある事項を取締役会において決議する場合は、管理統括役員が、事前に社長と開示しなければならない会社情報に該当するかどうかの検討を行います。
(ロ) 開示しなければならない会社情報に該当すると判断した場合は、取締役会承認後直ちに開示いたします。
(ハ) 情報開示の手続きについては企画部が担当し、原則として東京証券取引所が運営するTDnetを通じ開示いたします。また、当該情報については、開示後速やかに当社のホームページに掲載いたします。

２．適時開示に係る社内体制図

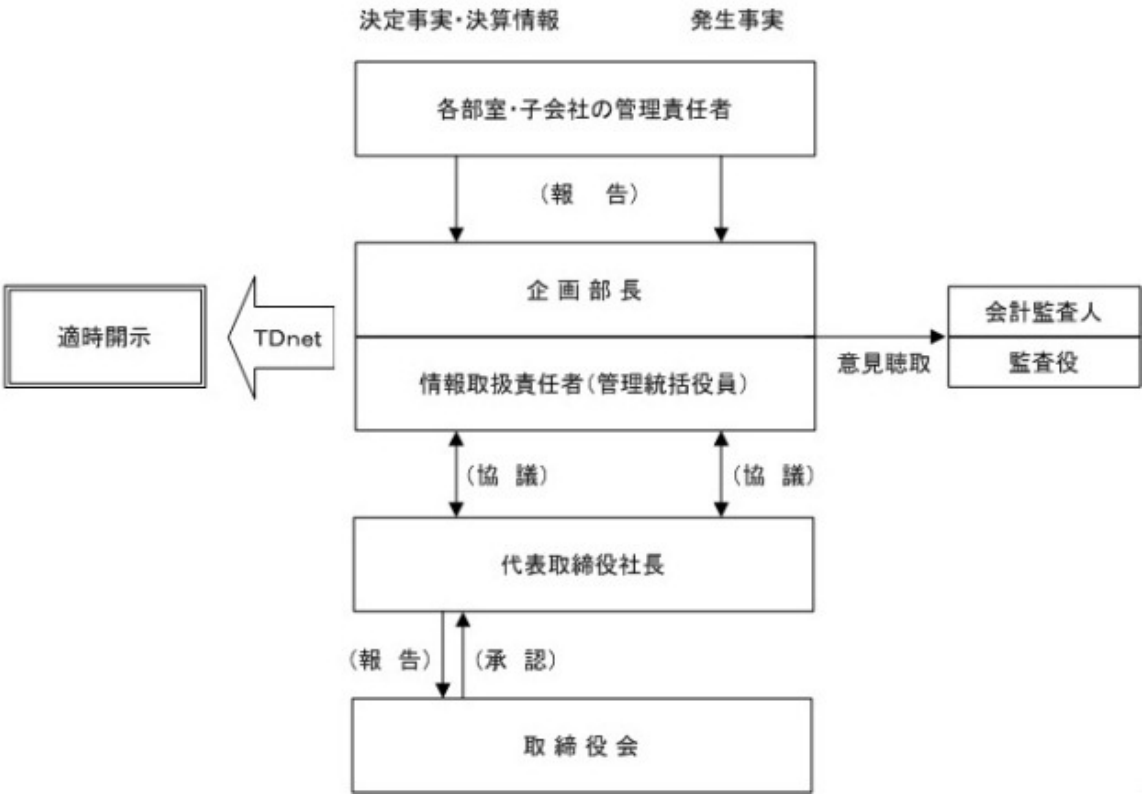

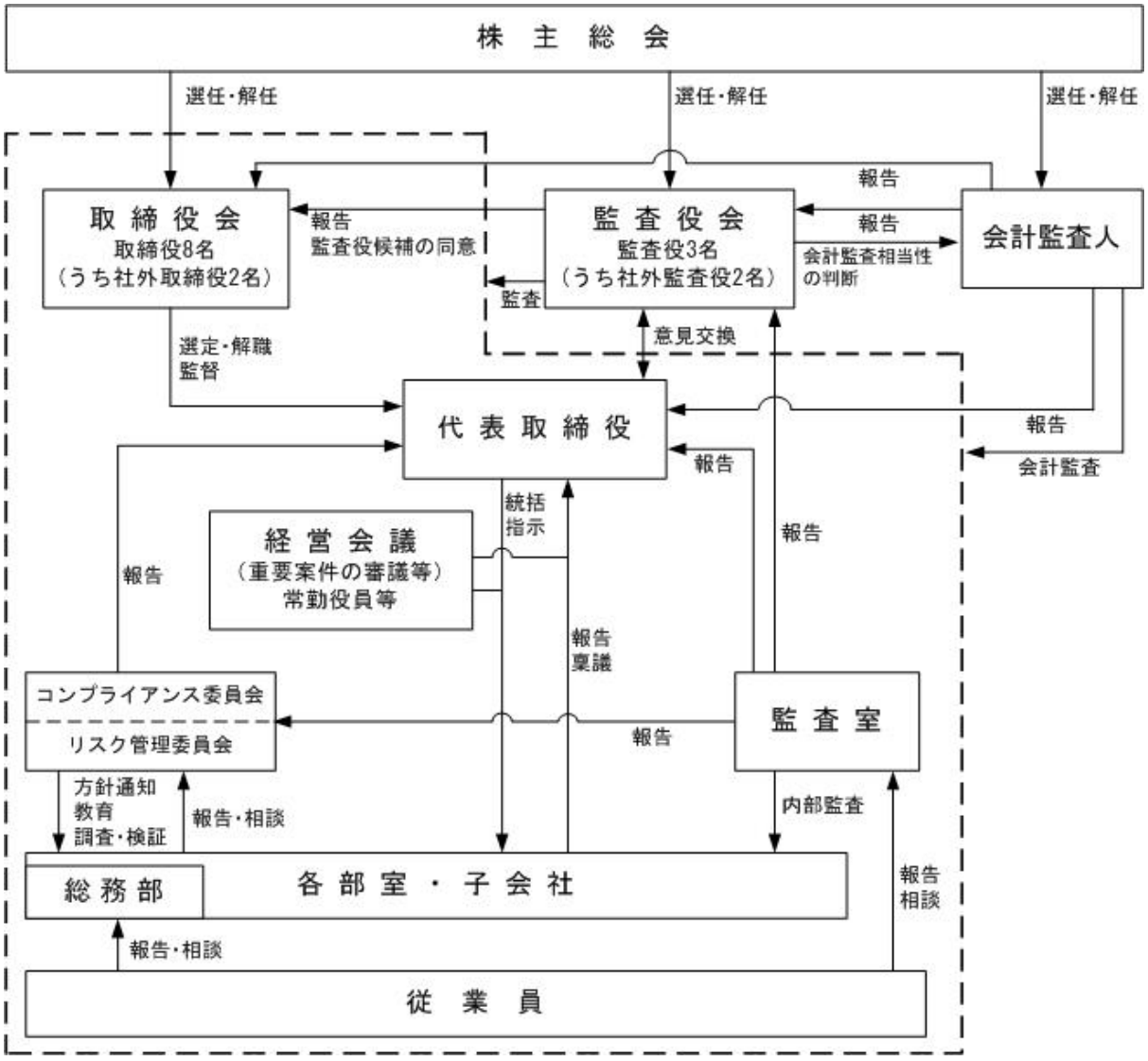
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
報告
取締役会
取締役8名
（うち社外取締役2名）
報告
監査役候補の同意
監査役会
監査役3名
（うち社外監査役2名）
報告
会計監査相当性
の判断
会計監査人
監査
意見交換
選定・解職
監督
代表取締役
報告
会計監査
報告
統括
指示
経営会議
（重要案件の審議等）
常勤役員等
報告
報告
稟議
コンプライアンス委員会
リスク管理委員会
報告
監査室
方針通知
教育
調査・検証
報告・相談
内部監査
総務部
各部室・子会社
報告
相談
報告・相談
従業員